

環境法における予防原則と企業活動

大塚 直*

企画の趣旨・目的

今日、日本のみならず諸外国においても、企業活動に環境配慮が求められており、そのためのさまざまな法制度による規制等が実施されているが、環境の観点から鑑みるとまだまだ十分なものとはいえない。また、環境に関する法制度については動きが早く、例えばEUでは毎年多くの新しい指令が制定されたり、既存の指令が改正されている。

「環境法における予防原則と企業活動」研究においては、世界の法制度、とりわけEU、アメリカの法制度や、種々の国際条約を素材としつつ、特に近時注目の的となっている「予防原則・予防的アプローチ」、及び、「リスク論」を中心とした検討を進め、国際条約及び各国の法制度における化学物質、気候変動、自然保護、遺伝子改変生物等といった各分野での予防原則、予防的アプローチの適用状況、及び、リスク論を整理する。「予防原則・予防的アプローチ」や「リスク論」は、環境に関する法政策の場面において、さまざまな観点から援用されてはいるものの、きちんとした概念整理が行われているとはいえない。そのような意味から、当研究は大変意義が深いと評価できると思われる。

予防原則・予防的アプローチについては、国際条約・文書やEU・ヨーロッパの法制度・文書等で頻繁に用いられてはいるものの、

環境全般を対象として、「科学的に不確実」な場合に対策をとることを求めるものとする、要件効果の点で確定しているとはいいがたく、直ちに「法原則」とみることが困難であると思われる。そこで、①「科学的不確実性」とは何か、②予防原則・予防的アプローチに基づく措置をとるための（措置のレベルに応じた）要件、③証明責任の転換、④望ましい保護レベルなどの基本的な概念の整理を行う。その際、「世代間の衡平」、「持続可能な発展」、「共通だが差異ある責任」などの法原則等もあわせて検討を行い、整理することとする。そして、各国での予防原則・予防的アプローチの適用事例の研究を行う。また、予防原則・予防的アプローチの観点から、望ましいと思われる対策手法、費用便益分析、比例原則、市民参加等についても検討を加える。

リスク論については、各国でのリスク論の適用状況について整理を行う。

そして、予防原則・予防的アプローチとリスク論との関係について検討を加える。特に、EUのように、従来はリスク論で扱ってきた問題についても、予防原則・予防的アプローチが適用されるケースもでてきており、予防原則の適用範囲が拡大されつつあるように思われる。そこで、両者が重なる領域と異なる領域等について整理を行う。

上記のような検討の結果、わが国において各分野でどのような考え方を採用するのが適切かについて提案を行うこととする。

* 早稲田大学大学院法務研究科・法学部教授